

# 駐車施策の最近の動きについて

国土交通省 都市局  
街路交通施設課  
平成28年 2月17日

1. 機械式駐車装置の新しい大臣認定制度
2. 路外駐車場の換気基準に関する見直し
3. 駐車場法施行令における児童公園の取扱い
4. 観光バスの駐車対策

# 1. 機械式駐車装置の新しい大臣認定制度

---

# 駐車場法施行規則の改正(平成27年1月1日施行)

○ 駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、同条に規定する特殊の装置(以下「機械式駐車装置」という。)の構造・設備と併せて安全性を確保することを目的に、駐車場法施行規則を改正。

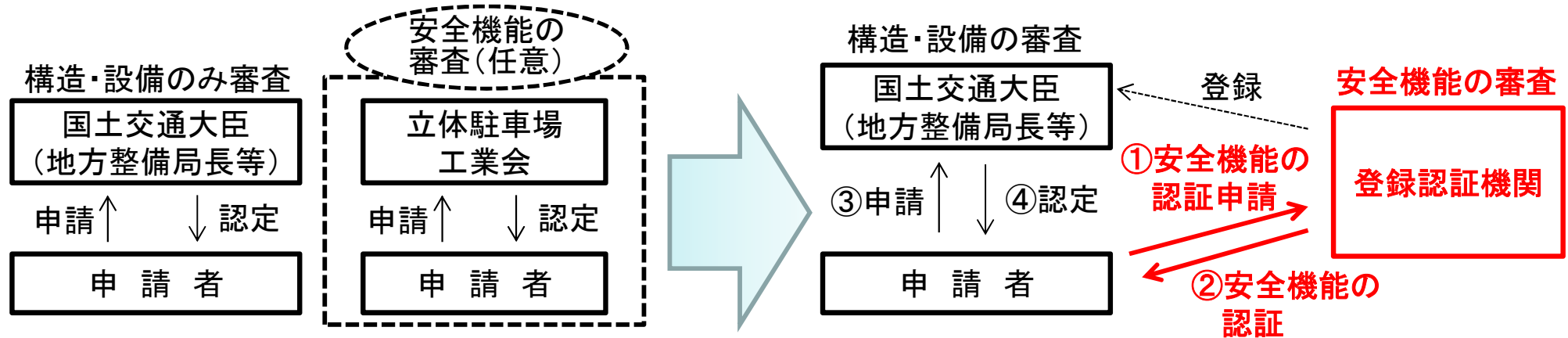
## <従 来>

- 路外駐車場の構造・設備は、駐車場法第11条により、同法施行令に定める技術的基準への適合が義務付け。
- 機械式駐車装置については、同令第15条に基づき、装置の方式・特性に応じて、個別に国土交通大臣が認定。
- 但し、装置の安全性については大臣認定基準に含まれず、業界団体(公益社団法人 立体駐車場工業会)が任意の審査・認定を実施。



## <駐車場法施行規則の改正>

- 大臣認定制度の下で、装置の安全性についても一体的に審査・認定を行う仕組みを構築。
- 安全性に係る審査について、第三者的な専門機関が代行審査を行うための「登録認証機関」の制度を創設。



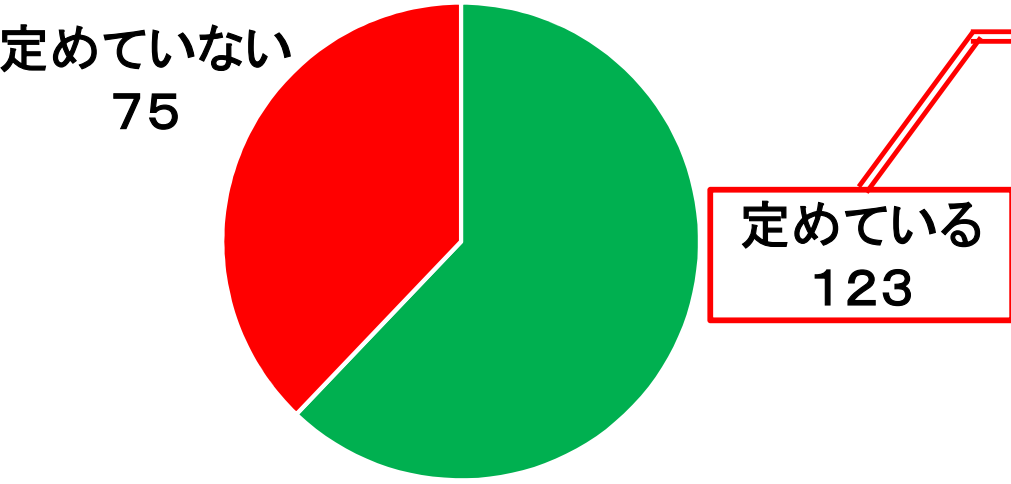
## <経過措置>

- ・既設の装置については、新省令施行後も、引き続き大臣認定の効力があるものとみなす。
- ・新省令の施行日から1年6月の間に限り、新省令の施行前に大臣認定を受けた型式の装置の設置を認める。

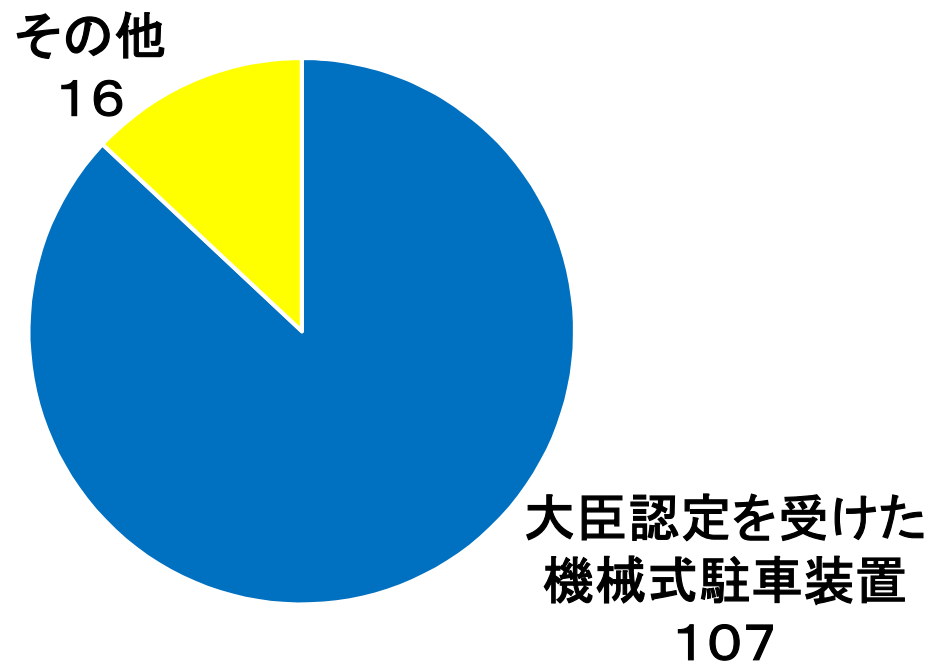
# 附置義務駐車施設に設置される機械式駐車装置に関する規定について

- 標準駐車場条例を改正し、附置義務駐車施設に設置が可能な特殊の装置（機械式駐車装置）について、大臣認定装置と同等の安全性を有するものを要求する規定を追加。  
(平成26年12月25日 国土交通省都市局長通知)
- 平成27年12月現在、123市区町村において、附置義務駐車施設に設置できる機械式駐車装置を条例等で規定。
- 未規定の市町村においては、条例等の整備の検討をお願いします。

## 附置義務駐車施設に設置が可能な機械式駐車装置に関する条例等の整備状況



### 設置が可能な機械式駐車装置の種類



調査対象 N=198  
 東京都:市区(N=49)  
 東京都以外:附置義務条例制定済の市町村(N=149)

## 2. 路外駐車場の換気基準に関する見直し

---

# 換気装置の設置基準

○ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の建築物である路外駐車場には、換気装置の設置基準が規定されているが、自動車の排出ガス規制の強化や次世代自動車の普及等を踏まえ、基準を見直すこととしたところ。

## ■路外駐車場の換気基準に関する検討委員会

### ○ 委員名簿

#### 【座長】

水野 明哲 工学院大学 名誉教授

#### 【有識者】

委員 鍵 直樹 東京工業大学 大学院情報理工学研究科 准教授

委員 草鹿 仁 早稲田大学 理工学術院創造理工学部 教授

委員 近藤 靖史 東京都市大学 工学部建築学科 教授

#### 【地方公共団体】

委員 加藤 達也 川崎市 まちづくり局交通政策室 地域交通対策担当課長

### ○ 委員会開催概要

- ・第1回(平成27年 7月27日)  
自動車からの排出ガスの分析、指標物質の基準濃度の設定
- ・第2回(平成27年10月 8日)  
必要な換気量の算定、機械換気に関する基準の検討
- ・第3回(平成27年12月 8日)  
自然換気に関する基準の検討、とりまとめ

## 【参考】現行の駐車場法施行令(抄)

### 第12条(換気装置)

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。

## 現行

### 1. 必要換気量の算定

$$v = m \cdot R \cdot q / N$$

v: 必要換気量

m: 収用自動車台数

R: エンジンをかけている自動車の割合

q: 自動車のCO排気量

N: 駐車場内のCO設定濃度

$$R = 0.07 (7\%)、q = 1.0 \text{ m}^3 / \text{h} \cdot \text{台}、N = 100 \times 10^{-6} (100 \text{ ppm})$$

$$v = 700 \cdot m (\text{m}^3 / \text{h})$$

### 2. 原単位の設定

$$v = 700 \cdot m$$

$$= 700 \cdot (S / 25)$$

$$= 700 \cdot ((V / 2.7) / 25)$$

$$\doteq 10V$$

S: 駐車場の床面積 ( $\text{m}^2$ )

V: 駐車場の容積 ( $\text{m}^3$ )

25: 収容台数1台当たりの駐車場の床面積 ( $\text{m}^2$ )

2.7: 駐車場の天井高 (m)



### 現行基準

建築物である路外駐車場には、内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。(駐車場法施行令第12条)



## 見直し案

### 1. 必要換気量の算定

$$v = m \cdot R \cdot q / N$$

v: 必要換気量  
m: 収用自動車台数  
R: エンジンをかけている自動車の割合

q: 自動車のCO排気量  
N: 駐車場内のCO設定濃度

自動車の環境性能の向上を踏まえ、  
現行の1/4程度に設定  
(自動車の排ガス規制値をもとに試算)

WHOのガイドライン等を踏まえ、  
現行の1/2程度に設定  
(1時間当たり平均値として設定)

$$R = 0.07 (7\%)、q = \underline{0.24} (m^3 / h \cdot \text{台})、N = \underline{50} \times 10^{-6} (\underline{50} \text{ppm})$$

$$v = \underline{340} \cdot m (m^3 / h)$$

※運用上は25ppm以下を保つことを推奨

上記を踏まえ、現行の1/2程度に設定

### 2. 原単位の設定

$$\begin{aligned} v &= 340 \cdot m \\ &= 340 \cdot (S / 25) \\ &\doteq 14S \end{aligned}$$

S: 駐車場の床面積 (m<sup>2</sup>)  
25: 収容台数1台当たりの駐車場の床面積 (m<sup>2</sup>)

現行の基準では天井の高い駐車場には必要以上に高い換気能力が要求されてしまうため、  
容積(V)ではなく床面積(S)を単位として原単位を設定する方法に見直し



### 改正後の基準案

建築物である路外駐車場には、内部の空気を床面積1m<sup>2</sup>につき14m<sup>3</sup>/h以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。

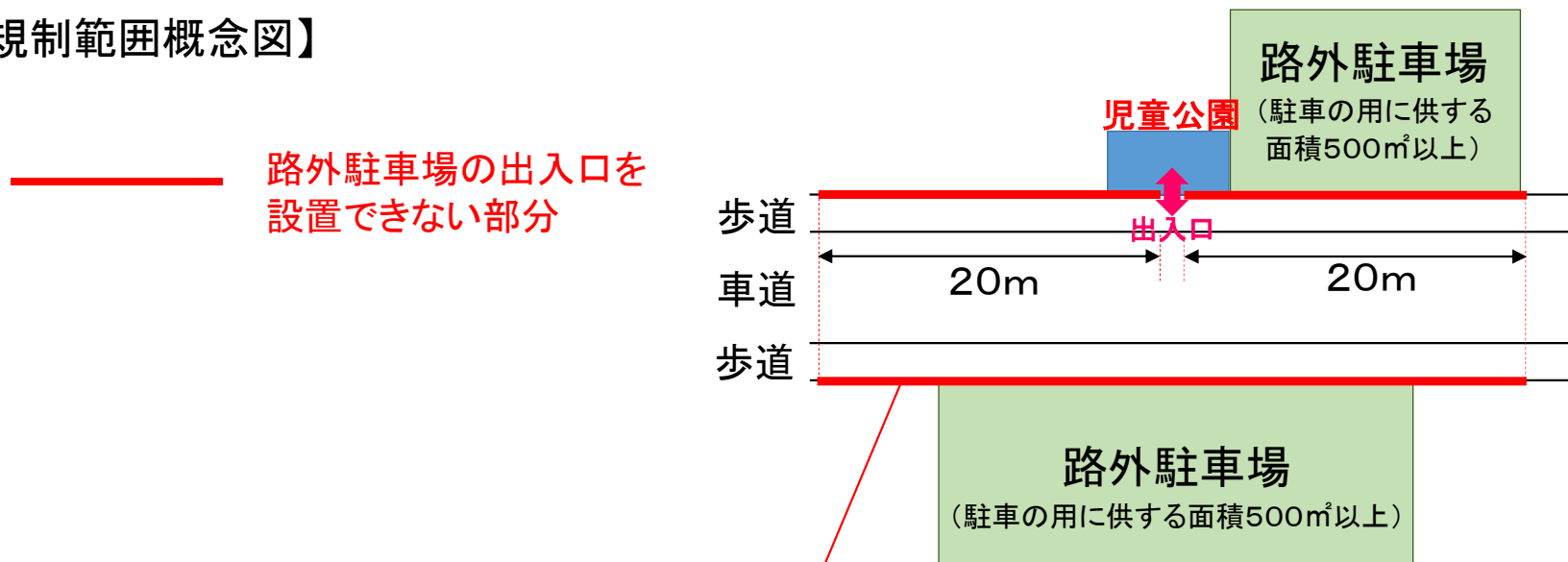
### 3. 駐車場法施行令における児童公園の取扱い

---

# 児童公園出入口と路外駐車場出入口の距離に関する事項

○ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の出入口は、児童公園の出入口から20m以内の部分には設けてはならないこととされているが、この「児童公園」の範囲の明確化について、ご要望をいただいたところ。

## 【規制範囲概念図】



(注意) 歩道に柵が設置されている場合又は車道に中央分離帯がある場合は設置が可能

## ■ 駐車場法施行令(抄)

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

(略)

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校※、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、**児童公園**、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)(※義務教育学校は、平成28年4月1日から施行)

(以下、略)

# 児童公園の取扱いについて

○ 駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける児童公園の解釈については、もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園とする。

## ■ 解説

- ・ 本規定は、交通道德について判断能力を欠く児童の集中する施設付近において、児童を保護するという趣旨により設けられた規定である。
- ・ このため、広く一般住民の利用に供することを目的とする公園については、必ずしも児童が集中する施設であると言えないことから、駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける「児童公園」に該当しないものと解釈することが適当である。
- ・ なお、広く一般住民の利用に供することを目的とする公園については、児童の利用も想定されていることから、路外駐車場の出入口の設置に当たっては、可能な限り、当該公園の出入口から離れた場所に設けることが望ましい。
- ・ 個別の公園の該当性については、公園の設置目的に鑑み、各自治体において適切に判断されたい。

# 児童公園に該当すると考えられる例

○ 都市公園法施行令の一部を改正する政令(平成5年政令第235号)による改正前の都市公園法施行令第2条第1項第2号に規定する児童公園は、もっぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園であると定義されていることから、駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける「児童公園」に該当するものと解釈することが適当である。



## 【参考】改正前の都市公園法施行令(抄)

(地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 もっぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園(以下「児童公園」という。)は、誘致距離の標準を二百五十メートルとして配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。

(以下、略)

# 児童公園に該当しないと考えられる例

○ 設置目的に照らして、もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園に該当しない場合には、駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおける「児童公園」に該当しないものと解釈することが適当である。

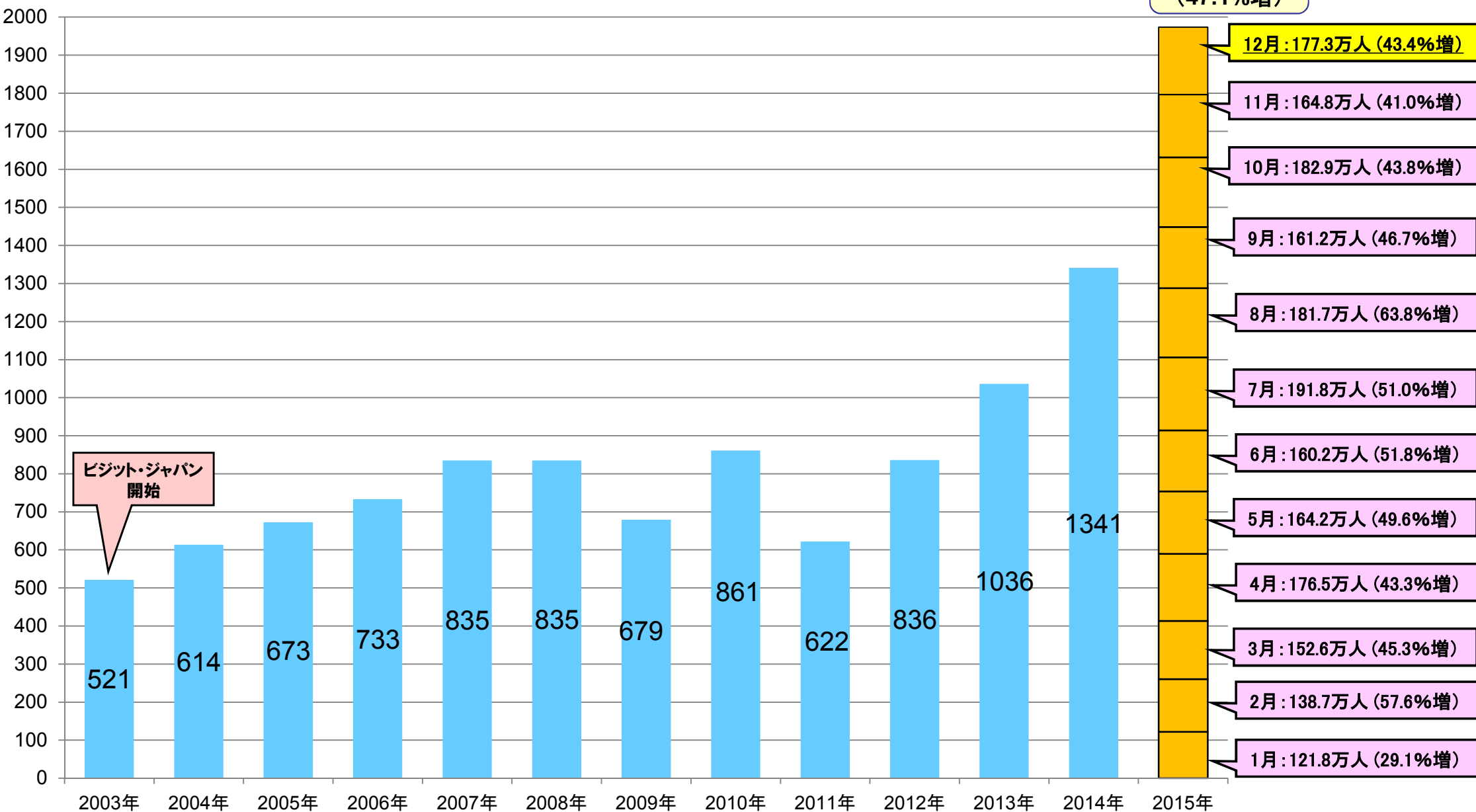


## 4. 観光バスの駐車対策

---

# 訪日外国人旅行者数の推移

万人

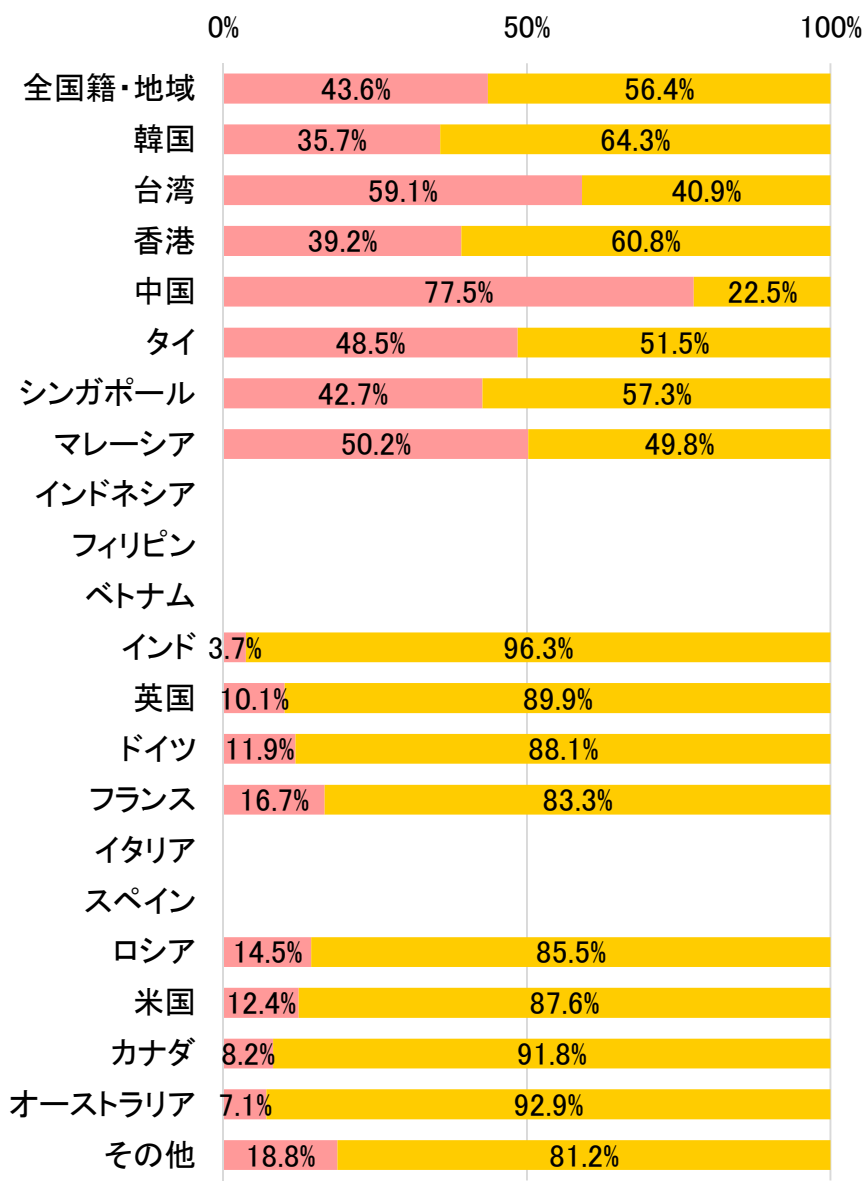


注) 2014年以前の値は確定値、2015年1月～10月の値は暫定値、2015年11月～12月の値は推計値、%は対前年(2014年)比  
出典: JNTO(日本政府観光局)



# 訪日外国人旅行者の旅行形態の変化(国籍・地域別、観光・レジャー目的)

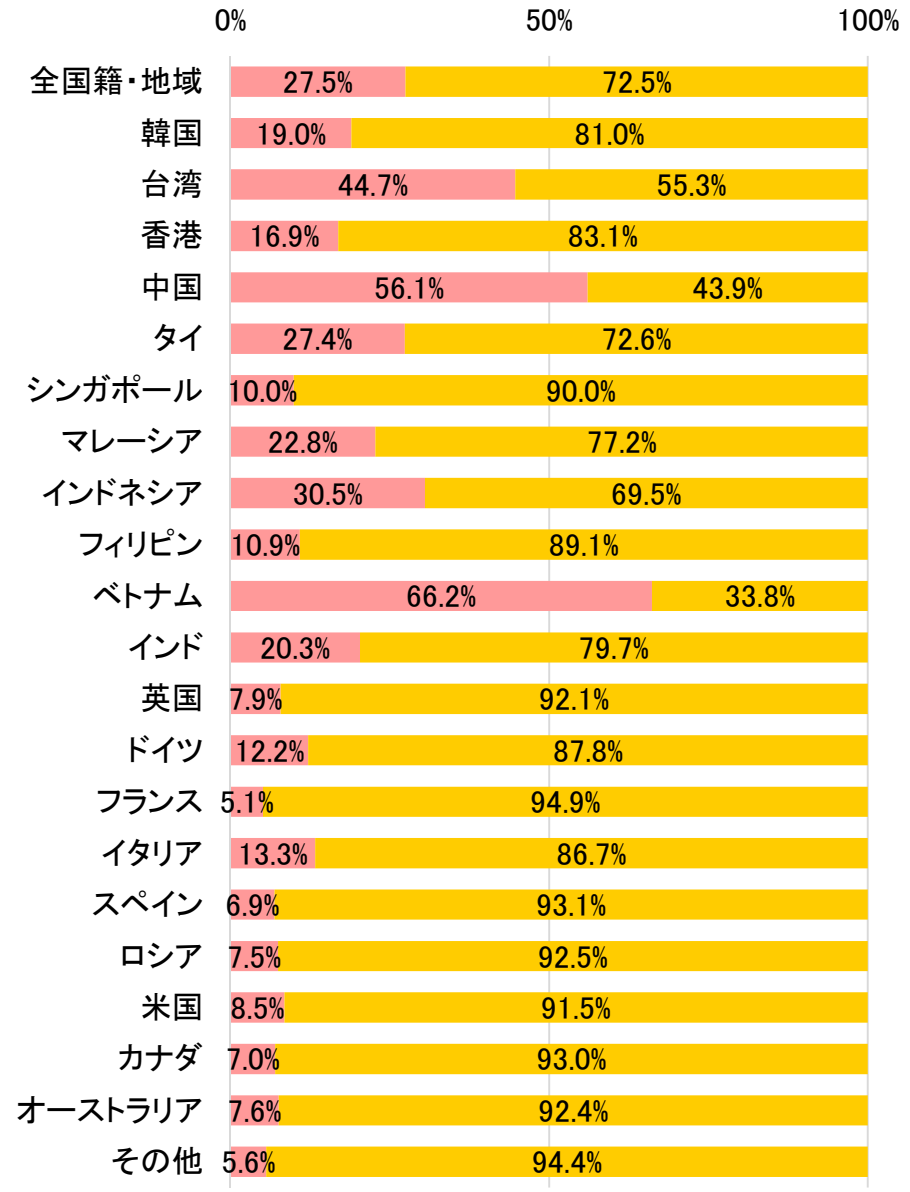
## 2010年



■ 団体ツアー ■ 個人旅行



## 2015年



■ 団体ツアー ■ 個人旅行

# 観光バスによる駐車問題

○ 観光バスの路上駐車により、都心部等において交通渋滞等の問題が発生



銀座周辺



大阪市内



銀座周辺



大阪市内

# 関係機関の連携による駐車対策事例(大阪市)

○ 大阪市では、近畿運輸局、大阪府警及び大阪市(観光部局・建設部局・区役所)が連携し、観光バスの駐車対策を実施

## ＜取組事項＞

- ・ 対策会議の開催
- ・ 乗降場の利用ルールの策定
- ・ 連名による関係者への通知
- ・ 観光バス駐車場の整備
- ・ 観光バス乗降場の設置
- ・ 交通誘導員の配置

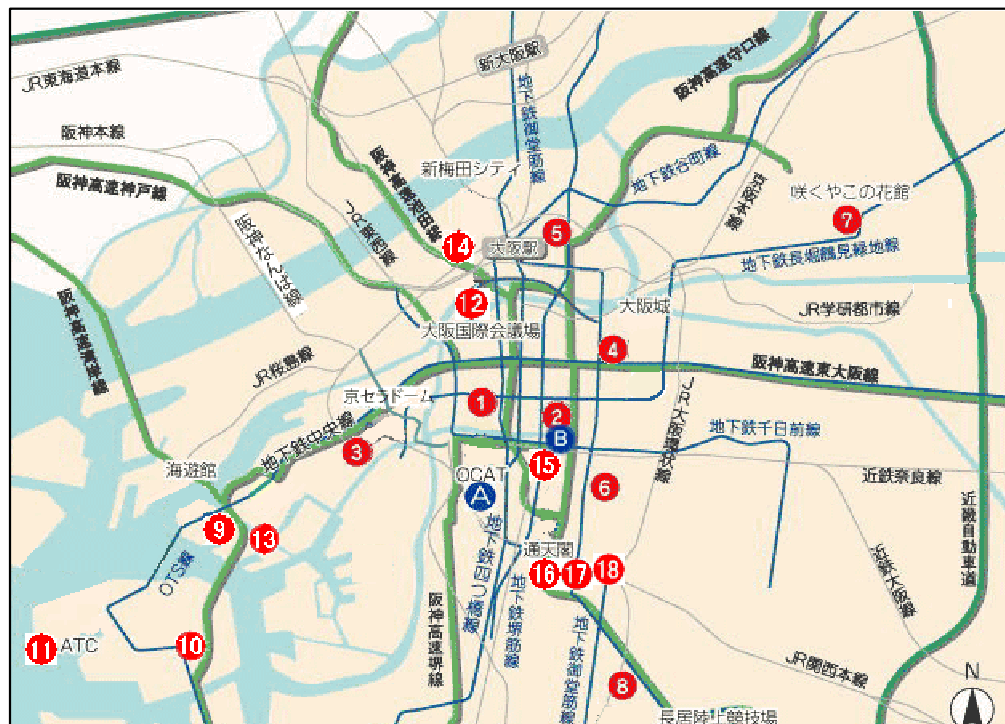
等



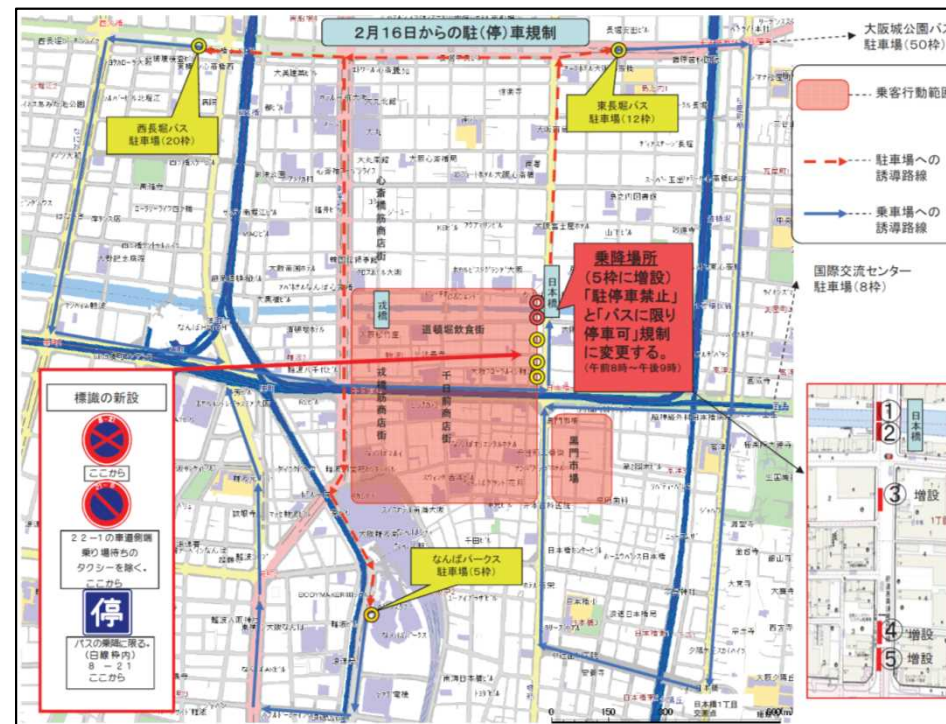
観光バス乗降場の設置・交通誘導員の配置



観光バス駐車場の整備



観光バス駐車場・乗降場の案内マップ



駐停車禁止規制の説明図